

三重県行政に係る基本的な計画について議会が 議決すべきことを定める条例に係る知事との意見交換

11月9日、議員提出条例に係る検証検討会で検証を行つてはいる「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」の見直しに関し、知事と意見交換を行いました。

意見交換では、この検討会の委員を中心とする議員と知事がそれぞれの考えを述べ、議論しました。

■これまでの検討状況

検証検討会では、県行政における総合的な計画として、長期的な計画である県民しあわせプランに加えて中期的な計画も議決対象とするか、また、総合的な計画以外の計画として、中長期的な計画である県行政において特に重要なものを議決対象とするなどについて、検討を行つてきました。

・総合的な計画

(知事)中期的な計画に該当する戦略計画については、今後4年間の具体的な数値目標や事業費を示したものであり、知事がその意思決定をするもの。これを議決の対象とすると、知事の予算提出権を拘束したり、臨機応変な県政運営の支障となつたりすること

などが懸念される。

(県議会)予算と戦略計画の議決はそれぞれ独立した別個のもの。計画の議決は予算と直接関係はせず、予算提出権を侵害しない。

・総合的な計画以外の計画

(知事)議決対象となる「県行政において特に重要な計画」の定義、また、具体的にどの計画が該当するのかなどを明らかにすべき。

(県議会)特に重要な計画とは、例えば、県民に大きな影響を与えるものの、県民の意向を踏まえる必要があるものなど計画の内容で判断すべき。

・その他

(知事)戦略計画は、マニフェストを実現するための知事の計画。これを議決対象とすることは、地方自治法に基づく議会と知事との適切な役割分担の範囲を超えてはいる。

(県議会)戦略計画は県の計画であり、議決によってその意思決定をすべき。今回、このことを地方自治法の規定に基づき条例で定めようというものであり、これは法の範囲内のこと。

■今後の方向

今後、各会派の意見を聴きながら、検討会で引き続き議論を進めています。

JR名松線の被害状況調査

11月11日、台風18号の影響により被害を受けたJR名松線の被害状況を確認するため、議長が現地を視察し、後日、JR東海本社に対し運行再開に向けて調査を行うよう要請しました。

所管する政策総務常任委員会での調査結果も踏まえ、必要な対応を検討していきます。

議員定数等検討会議

検討会議では、平成23年春に実施される三重県議会議員選挙の議員定数および選挙区の在り方について協議を行いました。検討の結果、「選挙区は、都市の区域による」とする現行の選挙制度では、合区や定数の増減を検討できる選挙区は限られていることもあります、定数、一票の格差、地勢・交通事情といった地域の特殊性などの課題について、抜本的な解決につながる手法を導き出すことはできませんでした。

このため、次回の選挙では、総定数は据え置くこととし、選挙区の区割りおよび各選挙区の定

数は現行どおりとすることが適当であるとの結論にいたりました。なお、今後も人口の変動や地域の状況の変化などを考慮しつつ、民意を適正に反映させる観点から、定数削減・一票の格差のは正について検討すること、公職選挙法の規定が改正された場合は必要に応じ検討することなどを附帯事項としました。

「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」の設置

三重県議会では、議会の機能を強化するため、平成19年に会期等の見直しを行い、平成20年1月から定期会の招集回数を年4回から年2回に改め、会期日数を大幅に増やしました。その後2年を経過し、次期改選後ににおける定期会の招集回数および会期については、検証を踏まえながら、通年開催を含めて検討することとしていたことから、議会改革推進会議に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置しました。

今後、会期等の見直しに関する検証、検討を行い、結果を取りまとめていきます。